

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和2年4月8日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

1 調達内容

- (1) 調達件名 弁護士対応による債権回収催告等業務委託
- (2) 調達内容等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和3年3月31日
- (4) 納品場所 仕様書による。
- (5) 見積方法 見積の作成は、仕様書に示した見積書（仕様書中の別添1）を使用し、1か月における受託希望金額を記載すること。なお、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律205号）第8条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者若しくは、同法第30条の2に規定する弁護士法人で、弁護士法第57条第1項第2号から第4号に規定する懲戒処分を現在受けていないこと。
- (3) 「仕様書の6. 委託の条件」の内容をすべて満たし、確実に当該業務が履行できると認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 医療保険等に対する必要な知識及び経験等を有す統括管理者並びに知識やスキルの習得に意欲的な業務委託員を従事させることができる者であること。なお、債権者との対応において明瞭な説明により、誠実で忍耐強く接することができる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 当該業務において、効率的な文書催告の実施、債権者からの催告文書に関する照会への対応を行うとともにその対応状況（債権者とのやりとりの結果）の記録及び協会への報告を協会のスケジュールに則し、定期的に行うことができる者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) データ引渡しについては手渡しを基本とし、また、緊急的な相談等にも対応できるよう、弁護士事務所を全国健康保険協会広島支部から交通機関で30分以内に到達できる場所に有する者であること。
- (10) 過去の業務実績において、当該業務に類似する業務委託の業務実績を有する者であること。

- 3 競争参加資格が確認できる書類の提出について (①と②)
- ① 上記2(2)が確認できる書類
 - ② 上記2(10)の業務実績がわかる書類(仕様書中の別添2)

4 仕様書の交付及び見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒732-8512 広島県広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ(担当)佐守
電話 082-568-1014

- (2) 競争参加資格が確認できる書類及び見積書(仕様書中の別添1)の提出期限等
- ・期 限 令和2年4月17日(金)午前10時まで

・提出場所 広島県広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ(担当)佐守

※郵送の場合は、上記日時までに必着のこと。なお、郵便で提出の場合は、必ず
書留郵便を使用すること。

5 その他

- (1) 見積書には金額のほかに、事業所名・代表者名を記載のうえ、代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部宛に提出すること。(見積書の様式は仕様書中の別添1に限る)
なお、記入漏れ、押印漏れ又は、判読不能のものは無効とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。
- (4) 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 一旦受領した書類は返却しない。
- (6) 本公告に示した競争資格の無い者の提出した見積書、見積者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した見積書、その他条件に違反した見積書は無効とする。
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 契約相手方の決定方法
 - ・ 本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した者であつて、見積書の金額が、本見積競争参加者中の最低価格となる見積書を提出した者を契約対象者とする。
 - ・ 同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会広島支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。
ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わつて見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (10) 見積競争の結果は、令和2年4月17日(金)午後5時までに電話にて連絡する。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させることができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当の事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いは、別に定めるところによる。